

随意契約理由

令和 7 年(2025 年)3 月 27 日

契 約 担 当 課 名	こども未来部はぐくみセンターおやこ保健課
発 注 担 当 課 名	こども未来部はぐくみセンターおやこ保健課
契 約 名 称	豊中市すこやかプラザ電話交換設備保守委託
契 約 内 容	電話交換機の定期点検 2 か月に 1 回、電話交換機の定期的な点検調整及び不良品の交換等 ※内線番号の変更等、簡易なプログラム変更
契 約 締 結 日 及 び 契 約 期 間	令和 7 年 3 月 27 日 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
契 約 の 相 手 方 (所在地・名称)	株式会社 日電商会 (大阪府堺市堺区山本町 1 - 3 6 - 6)
契 約 金 額	年額 480,000 円 (消費税及び地方消費税別途)
随 意 契 約 理 由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項 第 2 号に該当) 豊中市すこやかプラザの電話交換機設備は、令和 6 年度 (2024 年度) に機器の更新を行った。この電話交換機は、豊中市すこやかプラザ及びとよなかハートパレット内のはぐくみセンター各課ならびに児童相談所の電話機に接続されており、常に安定的な稼働が求められる。 同事業者は、電話交換機設備一式の更新に携わった経験を有し、同館の電話配線構成に精通している他、電話交換機の不良等の緊急時に現行機器のメーカーより代替機を手配することが可能である。 同事業者以外に委託させることで安定的な稼働に支障が生じる恐れがあるため、随意契約にて保守契約を締結するもの。